

改善報告書

大学名称 東京医療保健大学 (大学評価実施年度 平成 30 年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

- 平成 31 年 3 月 12 日付け 30 大基評第 308 号「大学評価(認証評価)結果」通知により、東京医療保健大学の評価結果が示されました。その中で、是正勧告としては、【基準 2 内部質保証】で 1 件、【基準 5 学生の受け入れ】で 1 件の合計 2 件、改善課題としては、【基準 4 教育課程・学習成果】で 3 件、【基準 6 教員・教員組織】で 1 件、【基準 10 大学経営・財務(2)財務】で 1 件の合計 5 件の提言をいただきました。
- 本学では、これらの提言を真摯に受け止め、全学一丸となって課題解決を図るため、まず、「内部質保証推進会議」を、内部質保証に責任を負う全学組織として明確に位置付けることとし、同会議において「内部質保証の方針」及び「内部質保証システム図」を新たに制定(資料 1-1)するとともに、大学経営会議において「東京医療保健大学 内部質保証推進会議規程」(資料 1-2)を改正し、内部質保証に関する各組織体制及び権限と役割の明確化等を図りました。
そして、同会議では、提言の内容等を精査し改善点を明確化した上で、それぞれの担当部局に対し具体的に改善点を明示するとともに、定期的に改善状況をフォローアップし、また必要に応じ担当部局に助言等の支援を行う等により、着実にその改善を進めてまいりました。
- 個々の改善状況につきましては、以下、「2. 各提言の改善状況」に記載しておりますが、今後も全学一丸となって、本学の教育研究活動等の更なる発展に向けて、恒常的・継続的に質の保証及び質の向上に取り組んでまいります。

<根拠資料>

資料 1-1 内部質保証の方針及び内部質保証システム図

(<http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/1/iqa.pdf>)

資料 1-2 東京医療保健大学 内部質保証推進会議規程

(<http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0202001.pdf>)

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言 (全文)	<p>内部質保証に責任を負う組織として「学部長等会議」を位置付けているものの、規程上では「内部質保証推進会議」がその任にあるとされており、両者の役割分担等が不明確であることに加え、自己点検・評価等の結果をもとに「学部長等会議」が全学的に改善・向上を推進する役割としているが、同会議は各学部長等に報告するにとどまっており、各学部・研究科等における PDCA サイクルを支援するための教学マネジメントを行う仕組みが整備されていない。また、学外有識者で構成する「スクリー委員会」は、教育研究活動等を充実・発展させるという重要な役割を担うにも関わらず、その位置付けは学長の私的諮問機関であり、規程もないため責任の範囲等が明確ではない。さらに、研究科の自己点検・評価は、その責任主体や手順等が不透明であり、組織的に実施しているとはいえないことなど、内部質保証体制には不備が多いため、是正されたい。</p>
	大学評価時の状況	<p>1. 内部質保証に責任を負う全学組織としては、「内部質保証推進会議」が規程上その任にあるとされていましたが、「学部長等会議」が実態上その任にあると学内で認識されていたために、規程と実態が異なり、両者の役割分担等が不明確でした。</p> <p>また、各学部等における PDCA サイクルを支援するための教学マネジメントを行う仕組みが整備されていませんでした。</p> <p>2. 「スクリー委員会」は、外部有識者の視点で本学の教育研究関連の課題について、評価・提言をいただくことによりその改善・充実を図り、もって教育研究の質向上を図るという重要な役割を担っていたにも関わらず、その位置付けは学長の私的諮問機関であり、また規程として整備されていなかったことから、責任の範囲等が不明確でした。</p>

		<p>3. 各研究科の自己点検・評価については、基礎となる各学部の自己点検・評価委員会が実態上所管していましたが、各学部の「自己点検・評価委員会規程」には研究科に係る規程が明記されておらず、規程からは研究科における責任主体や手順等が不明確でした。</p>
	<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>1. 内部質保証に責任を負う全学組織体制の明確化</p> <p>「内部質保証推進会議」を、本学の内部質保証に責任を負う全学組織であることを明確に位置付けることとし、「内部質保証の方針」や「内部質保証システム図」(資料 1-1)を新たに制定するとともに、大学経営会議において「東京医療保健大学 内部質保証推進会議規程」(資料 1-2)を改正しました。</p> <p>具体的には、</p> <p>①令和 3 年 3 月 26 日開催の「内部質保証推進会議」において、本学の内部質保証の基本方針となる「内部質保証の方針」を定めました。</p> <p>この「内部質保証の方針」は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部質保証に関する基本的な考え方 2 内部質保証に関する各組織体制及び権限と役割 3 本学における内部質保証システム 4 本学における諸方針と改善・改革のための行動指針等から構成されており、「内部質保証推進会議」が内部質保証に責任を負う全学組織であることの明確化を図るとともに、規程からだけでは十分に読み切れない、内部質保証に関する「大学経営会議」、「自己点検・評価委員会」、「外部評価委員会」、「全学委員会」及び「各部局」等のそれぞれの権限と役割の明確化と、他の学内組織との関係性を明示するとともに、関係者の理解が更に深まるよう、「内部質保証システム図」として図式化も図りながら、学内外に公表しています。 <p>この「内部質保証の方針」については、自己点検・評価結果や、規程改正等のタイミングを捉え、必要に応じ所要の改正を行いながら、本学の内部質保証に関する基本方針等について改善・充実を図っています。</p> <p>②更に、「東京医療保健大学 内部質保証推進会議規程」の改正(令和 3 年 7 月 14 日改正)により、「内部</p>

		<p>質保証推進会議」が内部質保証に責任を負う全学組織としての役割と責任について、及び部局におけるPDCA サイクルを実効性のあるものとして運営・支援する組織であること等について、更なる明確化を図るとともに、内部質保証に関する、学長及び大学経営上に関する重要事項を審議するための全学組織である「大学経営会議」の権限や役割の明確化等を図ったところです。</p> <p><u>2. 外部有識者で構成する委員会の明確化</u></p> <p>「外部評価委員会」が、本学の教育研究活動等の課題について評価・提言をいただく外部有識者で構成する委員会であることを明確にするため、「外部評価委員会規程」(資料 2-(1)-1-1)を新たに制定しました。</p> <p>具体的には、</p> <p>①「東京医療保健大学 外部評価委員会規程(令和 3 年 5 月 12 日制定)」を制定し、外部有識者から本学の教育研究活動等の課題について評価・提言をいただくという従来のスクリー委員会を「外部評価委員会」が引き続き担いつつも、従来の大学側からの報告に対する評価・提言だけでなく、「外部評価委員会」が必要と判断した事項についても評価・提言することができるよう、「外部評価委員会」の権限の拡大及び役割等の明確化を図ったところです。</p> <p>②また、前述の「内部質保証の方針」において、規程からだけでは十分に読み切れない、「外部評価委員会」の権限と役割の明確化と他の学内組織との関係性を明示するとともに、関係者の理解が更に深まるよう、「内部質保証システム図」として図式化も図りながら、学内外に公表しています。</p> <p><u>3. 各研究科の自己点検・評価に係る体制の明確化</u></p> <p>各研究科における自己点検・評価を担う「自己点検・評価委員会」を設置するための規程を整備し、その責任主体や手順等を明確化しました。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京医療保健大学大学院医療保健学研究科自己点検・評価委員会規程」(資料 2-(1)-1-2)
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・「東京医療保健大学大学院看護学研究科自己点検・評価委員会規程」(資料 2-(1)-1-3) ・「東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科自己点検・評価委員会規程」(資料 2-(1)-1-4) ・「東京医療保健大学大学院千葉看護学研究科自己点検・評価委員会規程」(資料 2-(1)-1-5) <p>を、それぞれ整備しました。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-(1)-1-1 外部評価委員会規程 http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/0204002.pdf</p> <p>資料 2-(1)-1-2 東京医療保健大学大学院医療保健学研究科自己点検・評価委員会規程 http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1201005.pdf</p> <p>資料 2-(1)-1-3 東京医療保健大学大学院看護学研究科自己点検・評価委員会規程 http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1202005.pdf</p> <p>資料 2-(1)-1-4 東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科自己点検・評価委員会規程 http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1203005.pdf</p> <p>資料 2-(1)-1-5 東京医療保健大学大学院千葉看護学研究科自己点検・評価委員会規程 http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1204002.pdf</p>
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 5 学生の受け入れ
	提言 (全文)	医療保健学部医療情報学科では、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.88、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.78 といずれも低い ため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。
	大学評価時の状況	医療保健学部医療情報学科の学生募集については、入試広報部(当時)の学生募集担当を中心に、高校訪問、オープンキャンパス等を通じて募集定員の確保に努めておりましたが、平成 27 年度以降、募集定員を充足できない不振な状況が継続し、過去 5 年間

		<p>の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.88、 収容定員に対する在籍学生数比率が 0.78 といずれ も低い状況でした。</p>
	<p>大学評価後の改善状況</p>	<p><u>学生の受け入れの強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学では、学生の受け入れを強化するため、平成 30 年に「学生募集部」を設置し、医療保健学部医療情報学科の学生募集に特化した取組を開始しました。 ・具体的には、高大接続を意識した出張講義や講演会実施、学科と連携した来校型イベント(スタディ・キャンパス)の回数実施による高校生・受験生の来校促進、高校訪問の強化等により、来校者人数、受験者人数の増加を目指し、学生募集の強化を図ってまいりました。 ・上記の取組を継続した結果、平成 31 年度入試では入学定員 80 名のところ 70 名の入学者でしたが、令和 2 年度入試では 92 名の入学者を確保し、6 年ぶりに募集定員を達成しました。令和 3 年度入試においても 85 名の入学者となり、募集定員を 2 年連続で確保しました(資料 2-(1)-2-1)。 <p>しかしながら、度重なる新型コロナウイルスの感染拡大により、琴線である高校訪問や来校型イベントの開催も中止や一定の制限下での実施を余儀なくされたこともあり、令和 4 年度入試においては、入学者が 53 名に留まり、再び募集定員を下回る状況となりました。令和 5 年度入試に向けては、再度募集定員の達成をめざして、学生募集活動に努力いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、学校推薦型選抜において、新たに「高大連携協力型」指定校制を導入し、本学科の教育に高い関心を示している高校との更なる連携強化を図ります(資料 2-(1)-2-2)。また、総合型選抜において、「事前レポート(課題探究型)」を導入します。学科の学びと関わりの深いテーマについて、現在の動向、社会的な課題、解決方法、発展の可能性等を自ら調べてレポートを作成し、学びや気づきなど探究の過程を中心に評価する入試です(資料 2-(1)-2-3)。医療情報学への高い関心と興味を持続し、成長するということを狙います。

		<p>・学生募集活動においては、従来の出張型講義を継続しつつ、高校における「探究」の授業に的を絞った新たな講義内容について積極的に提案・実施しています(資料 2-(1)-2-4)(資料 2-(1)-2-5)(資料 2-(1)-2-6)。更には、医療を支える「情報技術者」や「システムエンジニア」への理解を深めていただくためのワークショップ型(来校型)の講義も企画・実施しています(資料 2-(1)-2-7)(資料 2-(1)-2-8)。</p> <p>・来校型オープンキャンパスや学科見学会(スタディキャンパス)では、感染防止対策を徹底した上で、在校生や卒業生によるプログラムを豊富に企画し、受験体験談やキャンパス案内、ゼミ紹介や卒業研究の展示紹介、模擬授業や体験ブースのサポート、更には個別相談など、学生と交流する機会を増やし、学生を中心に運営しています。</p> <p>以上の活動を通じて、各イベントの集客数増と入学定員の確保に努めます。</p>			
「大学評価後の改善状況」の根拠資料		<p>資料 2-(1)-2-1 学生の受け入れ状況(大学基礎データ表 2・2022 年 5 月 1 日)</p> <p>資料 2-(1)-2-2 高大連携協力型 令和 5 年度入試指定校通知</p> <p>資料 2-(1)-2-3 総合型選抜入試(変更点等)</p> <p>資料 2-(1)-2-4 出張型講義 医療系教養講座</p> <p>資料 2-(1)-2-5 出張型講義 医療情報リハ VR 体験</p> <p>資料 2-(1)-2-6 出張型講義 高大連携講座① (ヘルスケアとゲームの接点から考える医療の未来)</p> <p>資料 2-(1)-2-7 ワークショップ型講義 高大連携講座②(情報の学び方・活かし方)</p> <p>資料 2-(1)-2-8 ワークショップ型講義 高大連携講座③(医療の仕事のいろいろ)</p>			
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に関する評定	5	4	3	2	1

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容			
1	基準	基準 4 教育課程・学習成果			
	提言（全文）	医療保健学研究科修士課程では、学位授与方針を授与する学位ごとに設定していない、また、同博士課程では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定していないため、改善が求められる。			
	大学評価時の状況	医療保健学研究科修士課程では、学位授与方針を授与する学位ごとに明示されていませんでした。 また、同博士課程では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定していませんでした。			
	大学評価後の改善状況	医療保健学研究科では、修士課程 8 領域、博士課程 3 領域の学位授与方針(資料 2-(2)-1-1)及び教育課程の編成・実施方針(資料 2-(2)-1-2)を明文化し、学生募集要項やホームページに公開しました。			
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-1-1 医療保健学研究科 学位授与方針 (http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/disclosure/6/diploma_policy.pdf) 資料 2-(2)-1-2 教育課程の編成・実施方針 (http://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/curriculum-policy.html)			
	<大学基準協会使用欄>				
	検討所見				
改善状況に関する評定	5	4	3	2	1
No.	種 別	内 容			
2	基準	基準 4 教育課程・学習成果			
	提言（全文）	看護学研究科修士課程の高度実践看護コース及び高度実践助産コース(助産師免許取得プログラム)では、課題研究の審査基準をあらかじめ学生に明示していないため、改善が求められる。			
	大学評価時の状況	看護学研究科修士課程の高度実践看護コース及び高度実践助産コース(助産師免許取得プログラム)では、課題研究の審査基準は学生便覧に掲載され明示されてはいましたが、看護学研究科の規則としての体裁が整っていませんでした。			

	大学評価後の改善状況	看護学研究科修士課程の高度実践看護コース及び高度実践助産コース(助産師免許取得プログラム)における課題研究の審査基準を一部修正して細則としてまとめ、令和3年度の学生便覧にて学生に改めて明示し、令和4年度の学生便覧でもそれを更新しました(資料2-(2)-2-1)(資料2-(2)-2-2)。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(2)-2-1 研究論文に関する細則等(令和3年度看護学研究科学生便覧抜粋) 資料2-(2)-2-2 研究に関する細則(令和4年度看護学研究科学生便覧抜粋)
＜大学基準協会使用欄＞		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言(全文)	医療保健学研究科及び看護学研究科では、学位論文の発表会や履修科目修了後の最終試験等を通じて学習成果を把握・評価しているものの、これらの結果から学位授与方針に示した学修成果を測定するための指標の設定には至っていないため、学修成果を適切に把握・評価するよう改善が求められる。
	大学評価時の状況	学習成果を測定するための指標の設定については、 ①医療保健学研究科においては、学位授与方針に示した学修成果を測定するための指標はありませんでした。 ②看護学研究科においては、シラバスには「学位授与方針との関連」が科目毎に示されていました。 また課題研究のシラバスの中で、評価の方法として「研究への取り組み方、論文の内容、発表会におけるプレゼンテーション、ディスカッション等について複数の教員で評価し、適宜フィードバックを行う。」と明示されていましたが、学位授与方針に示した学修成果を測定するための指標の設定には至っていませんでした。

<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>学修成果を測定するための指標の設定については、以下のとおり改善を図りました。</p> <p>①医療保健学研究科 学位授与方針に示した評価の指標については、学位論文作成に至るプロセスや論文発表を審査対象とした指標を作成いたしました(資料 2-(2)-3-1)。</p> <p>②看護学研究科 学習成果を把握・評価するため、2つの指標を令和4年度より施行します。</p> <p>1つは、シラバスにすでに示されている各科目における「学位授与方針との関連」をもとにして、学生毎に学位授与方針の各項目をどの程度学修できたのかを数値化するものです(資料 2-(2)-3-2)。</p> <p>2つ目は、学位論文等の発表会での評価に加え、最終試験の評価を学位授与方針に沿って具体的に評価する評価表を作成し、学生に評価基準を周知するとともに審査の指標とします(資料 2-(2)-2-2)。</p> <p>これら2つの指標を、令和4年度には学生便覧にて、学生に明示しました。</p> <p>③和歌山看護学研究科 令和2年度に新たに開設した和歌山看護学研究科では、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示すカリキュラム・マップとカリキュラム・マトリクスを作成し、学位授与の方針との関連を明確に示すとともに、学位授与の方針に基づく学修到達度を数値化できるようにいたしました(資料 2-(2)-3-3)(資料 2-(2)-3-4)(資料 2-(2)-3-5)。</p> <p>④千葉看護学研究科 令和3年度に新たに開設した千葉看護学研究科は、令和4年度に初めて修士課程学位論文の審査を行う予定です。学位(修士)論文審査基準を学位授与方針との関連に基づき作成し、令和4年度の学生便覧に掲載し学生に周知いたしました(資料 2-(2)-3-6)。</p>
<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-(2)-3-1 医療保健学研究科における学習成果の評価の方針</p> <p>資料 2-(2)-3-2 履修要綱(令和4年度看護学研究科学生便覧抜粋)</p>

		資料 2-(2)-3-3 カリキュラム・マップ(令和 3 年度 和歌山看護学研究科学生便覧抜粋) 資料 2-(2)-3-4 カリキュラム・マトリクス(令和 3 年度和歌山看護学研究科学生便覧 抜粋 資料 2-(2)-3-5 ディプロマ・ポリシー(DP)対応一覧 表(令和 4 年度和歌山看護学研究科 学生便覧抜粋) 資料 2-(2)-3-6 修士論文の作成について ㊦修士 論文の審査基準(令和 4 年度千葉 看護学研究科学生便覧抜粋)
＜大学基準協会使用欄＞		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
4	基準	基準 6 教員・教員組織
	提言（全文）	大学院として固有の FD 活動が行われていないため、 組織的に取り組み、適切にこれを実施するよう改善 が求められる。
	大学評価時の状況	医療保健学研究科及び看護学研究科では、大学院と しての固有の FD 活動が策定されていませんでした。
	大学評価後の改善状況	①医療保健学研究科では、令和元年度より「東京医 療保健大学大学院医療保健学研究科 FD 委員会規程」 及び「同自己点検・評価委員会規程」（両規程とも平 成 31 年 4 月 1 日施行）を定め、医療保健学研究科の FD 委員を選任し、FD 活動を行っています(資料 2- (2)-4-1)(資料 2-(1)-1-2)。 主な活動として、 1 大学全体の組織的な FD 活動である「東京医療保健 大学を語る会」への参画。 2 ヒトに関する研究倫理委員会委員長による講演会 を実施することによる、教員の研究倫理に対する 理解の深化。 3 領域毎の教員による、指導方針、担当分野、課題等 について意見交換を行い、FD 活動の意識啓発、推 進の実施。

	<p>等を行っています。</p> <p>また、令和 3 年度は、例年同様大学院生に対するオンライン講義に関するアンケートを実施いたしました。教員にフィードバックすることで大学院教育の改善に活用しています(資料 2-(2)-4-2)。</p> <p>②看護学研究科では、令和元年度より「東京医療保健大学大学院看護学研究科 FD 委員会規程」及び「同自己点検・評価委員会規程」(両規程とも平成 31 年 4 月 1 日施行)を定めています(資料 2-(2)-4-3)(資料 2-(1)-1-3)。看護学研究科の教員は、東が丘看護学部教員との兼務であるため、東が丘看護学部と看護学研究科の両方で FD マップを策定しました(資料 2-(2)-4-4)。</p> <p>その中で特に大学院にふさわしい FD 活動として、令和 3 年度には、看護学研究科長が教員と大学院生を対象に、研究不正・研究倫理の研修を 3 回にわたり実施しました(資料 2-(2)-4-5)。</p> <p>③和歌山看護学研究科では、令和 3 年度より「東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科 FD 委員会規程」及び「同自己点検・評価委員会規程」を定めております(資料 2-(2)-4-6)(資料 2-(1)-1-4)。</p> <p>FD・SD 委員会については、学部とは別に設置していますが、教員は兼務であるため、1 つの組織で FD 活動の実施を行っています。</p> <p>令和 3 年度は、大学院の研究活性化のため「研究の実際について」と題し、シリーズで 2 回研修会を実施しました(資料 2-(2)-4-7)。</p> <p>また教授会等において、各研究科の研究生の研究内容の状況を発表し、意見交換、討議を行うなどの FD 活動に努めました。</p> <p>令和 4 年度以降も、学部合同実施も含め、和歌山看護学研究科独自で FD 活動を実施いたします。また、キャンパスを超えた FD 機会を設けて、知見を共有するなど、多角的に学びあえるよう工夫をしていきます。</p> <p>④千葉看護学研究科では、令和 3 年度より「東京医療保健大学大学院千葉看護学研究科 FD 委員会規程」及び「同自己点検・評価委員会規程」を定めております(資料 2-(2)-4-8)(資料 2-(1)-1-5)。</p>
--	---

		<p>令和 2 年度からの開設準備段階より研究科開設に向けた DP 及び CP に直結したテーマでの FD セミナーを開催してきました。</p> <p>令和 3 年度においては、教員間での情報交換と授業評価を行いました。</p> <p>令和 4 年度には、和歌山看護学研究科と合同での、教職員と学生が参加する FD 研修会の開催を企画しています(資料 2-(2)-4-9) (資料 2-(2)-4-10)。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<p>資料 2-(2)-4-1 医療保健学研究科 FD 委員会規程 (http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1201006.pdf)</p> <p>資料 2-(2)-4-2 2021 年度オンライン授業・教育に関するアンケート結果</p> <p>資料 2-(2)-4-3 看護学研究科 FD 委員会規程 (http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1202006.pdf)</p> <p>資料 2-(2)-4-4 看護学研究科 FD マップ</p> <p>資料 2-(2)-4-5 「研究不正と研究倫理」研修資料</p> <p>資料 2-(2)-4-6 和歌山看護学研究科 FD・SD 委員会規程 (http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1203004.pdf)</p> <p>資料 2-(2)-4-7 和歌山看護学研究科令和 3 年度 FD 研修会資料</p> <p>資料 2-(2)-4-8 千葉看護学研究科 FD 委員会規程 (http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/regulations/1204003.pdf)</p> <p>資料 2-(2)-4-9 千葉看護学研究科 FD 関連報告 (平成 30～令和 2 年度)</p> <p>資料 2-(2)-4-10 千葉看護学研究科 研究科運営会議議事録</p>
＜大学基準協会使用欄＞		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
5	基準	基準 10 大学運営・財務 (2)財務
	提言 (全文)	「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均に比べ、総負債比率が高く、純資産構成比率が低い状況が続いている。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」も低いため、財政計画の見直しを行

		い、十分な財務基盤を確立するよう改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学は平成 17 年に開学し 13 年が経過しましたが、この短期間に 4 学部と 2 大学院を開設してきたため、投資が先行している状況にあります。このような状況下において、バランスシート上では純資産構成比率、総資産負債比率、積立率といった大学の体格を評価する指数で、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均(業歴が長い大学を含む)と比較すると、低位にありました。
	大学評価後の改善状況	平成 30 年において、当初計画通り、千葉看護学部、和歌山看護学部の 2 学部を更に連続して開設したため、提言にある財務比率を捉えた場合の数値は更に低下していますが、一方、本学の各学部の入学定員は概ね確保できている状況にあり、足許収益・採算面での懸念はなく、認証評価時も評価後も財務比率の低下要因は、学部増設による先行投資によるものと認識しています。 なお、後発で開設した千葉看護学部、和歌山看護学部の両学部については、令和 4 年度から文部科学省からの私立大学等経常費補助金収入が見込めるため、収益状況の好転が見込まれており、今後長期的ではありますが、ストック面を含めた財務面で改善をして行く計画です(資料 2-(2)-5-1)(資料 2-(2)-5-2)。 また、令和 4 年度を初年度とする本学の第 3 期中期目標・計画においても、入学定員の充足による学納金収入等の安定的な確保と、科学研究費補助金・研究助成金・受託研究費・奨学寄附金等外部資金の積極的な確保を図る事を目標とし、財務基盤確立に向けた計画を立案しております(資料 2-(2)-5-3)。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-5-1 総負債比率、純資産構成比率、積立率 資料 2-(2)-5-2 財務情報(「財務計算書類」「監事による監査報告書」「公認会計士による監査報告書」) http://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/#sec2

		資料 2-(2)-5-3 第 3 期中期目標・計画 (59 頁【計画 81】、45 頁【計画 46】) (http://www.thcu.ac.jp/about/pdf/keikaku/medium_target1.pdf)				
	< 大学基準協会使用欄 >					
	検討所見					
	改善状況に関する評定	5	4	3	2	1

